

長崎県農業振興地域整備基本方針

令和4年3月11日

長 崎 県

目 次

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）	3
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第3 基本的事項	11
1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	11
(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
(2) 農業地帯別の構想	11
2 農用地等の保全に関する事項	13
(1) 農用地等の保全の方向	13
(2) 農用地等の保全のための事業	13
(3) 農用地等の保全のための活動	16
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	16
(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	16
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	18
(3) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	19
4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	31
(1) 重点作物別の構想	31
(2) 農業地帯別の構想	32
(3) 広域整備の構想	35
5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	36
(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	36
(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	36
6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	37
(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の必要性	37
(2) 農業従事者の安定的な就業の促進の構想	37
7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	38
(1) 生活環境施設の整備の必要性	38

(2) 生活環境施設の整備の構想	38
8 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や 農山漁村への定住等を促進するための施設の整備に関する事項	38
(1) 農山漁村活性化施設整備の必要性	38
(2) 農山漁村活性化施設整備の構想	39

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1. 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることにより生じる県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び良好な景観の形成等安全でゆとりある地域社会形成のためにも、その確保・保全に努めることが重要である。

このため、国の農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、農業経営・生産の基礎となる必要な農用地等を確保し、農用地区域については農業振興のための施策を集中的に実施する。農用地区域については原則として転用を認めず、できるだけ保全・確保することを旨として農業振興地域制度の適切な運用を図る。

令和2年12月、国においての農用地等の確保等に関する基本指針の変更において現状令和元年400.2万haのところ、令和12年の面積目標は397万haに設定されたところであるが、本県における確保すべき農用地等の面積目標等については、次のとおり設定する。

本県における農用地区域内農地面積（耕地面積）について、令和元年には39,085haであるが、過去のすう勢が継続すると仮定すれば34,411haにまで減少すると考えられる。一方、農業振興地域制度等の適切な運用と荒廃農地の発生防止等の施策効果により2,328haの増加が見込まれるが、解消困難な荒廃農地の発生3,756haが想定される。よって、令和12年の確保すべき農用地等の面積目標として36,738haを設定する。

2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保のための施策は、特に農地を中心として以下のとおり推進する。

(1) 農業振興地域制度等の適切な運用

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の厳格な運用を通じ、農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るとともに、農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当を担う農業構造の確立に向けて必要な優良農用地の確保に努める。

特に、農業振興地域整備計画に関する事務は、市町が自治事務として主体的にその策定・管理に取り組むものであり、これら農業振興地域整備計画への助言を通じ、法第10条第3項により設定基準の定められた集団的農地や土地改良事業実施地等を積極的に農用地区域に編入するなど、地域の特性に応じた農業上の土地利用に関する市町の取り組みを促進し、農業振興地域制度を主体的

かつ効果的に運用するものとする。

(2) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

(3) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、離島や中山間地域を多く有する本県の地域特性にあったロボットや AI、ICT などのスマート農業技術を取り入れた「ながさき型スマート産地」づくりを推進するため、大規模化・省力化を支える生産基盤整備を加速化し、農業水利施設の長寿命化対策を進め、農業を次代につなげ成長産業化していくために生産基盤を整備するとともに、農村地域の防災・減災対策を進め、安全・安心で快適な地域づくりを通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該農地を含めて農業生産基盤の整備を行うことが適当と認められるものについては、農用地区域への編入を行うものとする。

(6) 非農業的土地需要等への対応

経済情勢の変化等、やむを得ない非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合は、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更要件を満たし、農業上の利用に支障が生じないことを基本とし、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

農業振興地域整備計画の達成のため、計画的な運用が必要であるため、変更にあたっては、原則としておおむね 5 年ごとに法第 12 条の 2 に基づき実施する基礎調査の結果に応じて行う変更により扱うものとする。

(7) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他周辺の土地に関し権利を有する者の意向を踏まえ、法第 13 条の 2 の交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(8) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更要件を満たすよう努めるものとする。

(9) 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、都市計画、商工等関係部局間の連絡体制を整備するとともに、県においては、県農林業団体、市長会、町村会を代表する者及び農業者代表、その他関係団体から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。市町においては、関係農業団体その他市町関係団体、農業者代表から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。

3. 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

(1) 長崎・西彼農業地帯

本地帯は県内においても都市的発展及びその周辺地域としての影響を強く受け、都市の拡大、通勤圏の拡大及び産業の高度化により非農業部門への土地利用の増大が予想される。

農業生産面においては、傾斜地の多い当地帯の条件を考慮し、果樹（みかん、びわ等）、施設野菜（いちご、アスパラガス、ミニトマト等）、肉用牛、養豚等の振興を図る。

本地帯の農業上の土地利用は、大村湾沿岸、西彼杵半島北部を中心とする急傾斜地に立地したみかん園、長崎半島のびわ園が主体をなしているが、団地規模はいずれも小さい。

本地帯のみかんは本県で最大の産地であるが、需給動向を考慮して、優良系統の導入、シートマルチ栽培等による高品質安定生産を推進する。びわについても本県の主産地であり、優良品種の導入や施設化等で高品質生産を目指す。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要な農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

(2) 県央農業地帯

本地帯は、県の中央部に位置し県内交通の要所にあつて、農村的な環境を維持しながらも、長崎市、佐世保市の外延的発展及び県央中心都市である諫早市、大村市を核として今後とも都市化が見込まれ、非農業部門の土地利用の増大が見込まれる。

農業生産面においては、普通作物（水稻、麦、大豆）、園芸作物（ばれいしょ、にんじん、たまねぎ、アスパラガス、いちご、みかん、花き、茶等）、肉用牛、酪農、養豚、養鶏等の振興を図る。

本地帯の土地利用は、本明川、川棚川及び郡川の流域の平坦水田部に米麦等の普通作物、多良岳山麓及び諫早南部地域の丘陵地帯においては畑作物、園芸作物が主体をなしている。

県内でも平坦地水田の面積が多く、その大区画水田では、水田農業の生産性向上及び麦・大豆の団地化、水田の汎用化・畑地化による園芸作物の導入を推進し、県内のモデルとなる水田農業を確立する。また、畑地帯については、ばれいしょ、にんじんを中心に大型機械の導入、共同選別等により、生産性を向上させ、規模拡大を促進する。

また、茶園については乗用型管理機導入及び流動化等により規模拡大を図る。

肉用牛、酪農については、平坦地における飼料作物コントラクターの育成に必要な農地の流動化、施設・機械の整備に努める。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

諫早湾干拓農地については、平坦・大区画で用排水・農道が完備された広大な農地であり、環境保全型農業の推進をベースに高能率機械化体系を組み入れた土地利用型大規模露地野菜経営及び収益性の高い大規模施設園芸、並びに低コスト粗飼料生産を推進する。

(3) 島原半島農業地帯

本地帯は、農村地域であり、都市的発展に伴う非農業部門からの土地利用の需要は一定の増加は見込まれるものの農業生産に与える影響は少ないと予想される。

農業生産面においては、土地利用型作物（ばれいしょ、だいこん、レタス、にんじん、はくさい、ブロッコリー、葉たばこ等）、施設園芸（いちご、トマト、アスパラガス、花き等）、肉用牛、酪農、養豚、養鶏等の振興を図る。

本地帯は、雲仙岳の扇状台地を中心として中間地帯に畑地が、海岸付近に水田が開け、土地利用は島原半島北部に普通作物、山麓部に果樹、畜産、北部・南部の畑地帯にばれいしょ、野菜、中部には葉たばこといった多彩な利用形態をなし、耕地の利用率も高い。

本地帯は本県を代表する農業地帯であり、水田地帯については、水田の汎用化・畑地化による園芸作物の導入を推進し、畑地については、ばれいしょを中心とした露地園芸作物の生産安定、販売体制強化を進め、産地強化を図る。

畜産については、家畜密度が高いことから、糞尿処理施設の機能強化を進め、耕畜連携による環境負荷軽減を推進する。

肉用牛、酪農については、飼料作物コントラクターの育成に必要な農地の流動化、施設・機械の整備に努める。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

(4) 県北農業地帯

本地帯の本土部にあつては、佐世保市を中心とした都市的発展により非農業部門への土地利用の需要が予想され、離島地域にあつては、都市的発展は見込まれず、非農業部門への土地利用の需要の増加は少ないと予想される。

農業生産面においては、水稻、施設園芸（いちご、アスパラガス、花き等）、みかん、茶、葉たばこ、肉用牛、酪農、養鶏等の振興を図る。

本地帯の農業上の土地利用は、佐々川及び志佐川の流域、中山間及び離島部の棚田状の水田、丘陵台地の畑地、本土南部のみかん園、本土中央部の茶園が主体をなしている。

水田については、水稻、露地野菜、飼料作物などの水田の汎用化・畑地化を推進し、生産性の高い水田農業の確立を図る。畑地については、省力化、生産性向上を図り、規模拡大を促進する。

みかん園、茶園については、優良系統への更新、省力化により生産安定及び規模拡大を図る。

肉用牛については、飼料作物コントラクターの育成に必要な農地の流動化、施設・機械の整備に努める。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

(5) 五島農業地帯

本地帯は、離島地域であり、非農業部門からの土地需要の増大は見込まれず、むしろ農業就業人口の減少に対応して既農地の合理的活用を進める必要がある。

農業生産面においては、水稲、麦、大豆、ばれいしょ、野菜（ブロッコリー、たかな、豆類、かぼちゃ、アスパラガス等）、葉たばこ、茶、肉用牛、養豚等の振興を図る。

本地帯の土地利用は、下五島平野部から山間部まで広がる緩斜地の畑地帯において、麦、ばれいしょ、葉たばこ、茶、野菜、上五島においては急傾斜に立地した階段状の畑地での露地野菜等が主体をなしている。

緩斜地の畑地帯においては機械化、省力化を推進し、規模拡大及び産地強化を図る。

肉用牛については、飼料作物コントラクターの育成に必要な農地の流動化、施設・機械の整備に努める。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

(6) 壱岐農業地帯

本地帯は、離島地域であるが、低利用地は他地帯に比べて少なく、非農業部門からの土地利用の増大は見込まれないと予想される。

農業生産面においては、普通作物（米、麦、大豆）、施設園芸（アスパラガス、いちご、メロン等）、葉たばこ、肉用牛等の振興を図る。

本地帯は、離島の中でも耕地率が高く、林野面積は少ない。農業上の土地利用においては、台地状に開けた水田では、水稲、大豆が、丘陵地の畑地では葉たばこ、野菜等が主体をなしている。

水田部においては、区画整理が進み、水稲を主体とした営農が展開されているが、露地野菜、飼料作物などの導入が可能となる水田の汎用化・畑地化を推進し、生産性の高い水田農業の確立を図る。

また、肉用牛については、省力化、飼料コストの低減を図るための、飼料作物コントラクターの育成、農地流動化、施設・機械の整備に努める。

また、荒廃農地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

(7) 対馬農業地帯

本地帯は、離島地域であり、また森林資源を活用した林業地域としての整備も進むが、農業就業人口の減少が著しいことから既農地の合理的活用を進める必要がある。

農業生産面においては、水稻、園芸作物（アスパラガス、ミニトマト等）、そば、肉用牛等の振興を図る。

本地帯は、森林が多く、平坦地が少なく、農業生産性が低い農地が多い。土地利用については、平坦部に水田、中山間地域に階段状の水田が広がっている。

地域の伝統的作物であるそばの振興、水稻の生産性の向上を図る上で、限られた農地を合理的に活用する。

また、荒廃農地及び豊富な林地等を活用した放牧による肉用牛の低コスト・省力飼養管理体系を確立する。

これらを達成するため、必要となる農用地及び農業用施設用地の確保に努める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

令和元年 12 月 31 日現在

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
長崎・西彼農業地帯	長崎地域 (長崎市)	都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 21,797ha (農用地面積 3,703ha)	
	長与地域 (長与町)	都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,875ha (農用地面積 658ha)	
	時津地域 (時津町)	都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 885ha (農用地面積 209ha)	
	西海地域 (西海市)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 16,455ha (農用地面積 1,880ha)	
	地帯計		総面積 41,012ha (農用地面積 6,450ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県央 農業地帯	諫早地域 (諫早市)	都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 24,615ha (農用地面積 8,317ha)	
	大村地域 (大村市)	都市計画法に基づく用途地域（以下「用途地域」という）及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,621ha (農用地面積 1,807ha)	
	東彼杵地域 (東彼杵町)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,876ha (農用地面積 1,334ha)	
	川棚地域 (川棚町)	規模の大きな森林等及び附属島を除く区域	総面積 2,795ha (農用地面積 537ha)	
	波佐見地域 (波佐見町)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,905ha (農用地面積 762ha)	
	地 帯 計		総面積 39,812ha (農用地面積 12,757ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
島原半島 農業地帯	島原地域 (島原市)	都市計画法に基づく用途地域、自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,648ha (農用地面積 1,795ha)	
	雲仙地域 (雲仙市)	自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,686ha (農用地面積 5,585ha)	
	南島原地域 (南島原市)	官公庁用地、商業地住宅地域、自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 12,621ha (農用地面積 6,274ha)	
	地 帯 計		総面積 29,955ha (農用地面積 13,654ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県北 農業地帯	佐世保地域 (佐世保市)	都市計画法に基づく市街化区域、規模の大きな森林等及び黒島、大島、浅子、高島等の附属島を除く区域	佐世保市計 総面積 18,365ha (農用地面積 5,546ha)	
	平戸地域 (平戸市)	都市計画法に基づく用途地域、自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 18,807ha (農用地面積 5,208ha)	
	松浦地域 (松浦市)	都市計画法に基づく用途地域、規模の大きな森林等及び附属島を除く区域	総面積 11,273ha (農用地面積 2,996ha)	
	小値賀地域 (小値賀町)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,757ha (農用地面積 675ha)	
	佐々地域 (佐々町)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,595ha (農用地面積 422ha)	
	地帯計		総面積 51,797ha (農用地面積 14,847ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
五島 農業地帯	五島地域 (五島市)	都市計画法に基づく用途地域、自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 22,857ha (農用地面積 7,515ha)	
	新上五島地域 (新上五島町)	規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,758ha (農用地面積 573ha)	
	地帯計		総面積 26,615ha (農用地面積 8,088ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
老 岐 農業地帯	老岐地域 (老岐市)	自然公園法に基づく国定公園の特別保護地区及び附属島等を除く区域	総面積 12,107ha (農用地面積 3,815ha)	
	地 帯 計		総面積 12,107ha (農用地面積 3,815ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
対 馬 農業地帯	対馬地域 (対馬市)	都市計画法に基づく用途地域及び自然公園法に基づく国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 42,010ha (農用地面積 1,885ha)	
	地 帯 計		総面積 42,010ha (農用地面積 1,885ha)	

		県計	総面積 243,308ha (農用地面積 61,494ha)	備考
--	--	----	-----------------------------------	----

※ 令和元年確保すべき農用地等の面積の目標達成状況に関する調査

- ・総面積：農業振興地域内面積
- ・農用地面積：農業振興地域内の農用地（農地と採草放牧地の計。農振白地を含む。）

第3 基本的事項

1. 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備・開発は、特徴ある地域農業振興上の土地利用の基本的方向に即するとともに農業経営基盤の確立と農家所得の向上を図るため、均衡ある地域農業の近代化を目指し、環境の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備を積極的に推進していく必要がある。

現存する優良農地のかい廃抑制策の強化とともに経営規模拡大と主産地形成、畜産振興のため自給飼料の作付拡大を推進し、さらにはほ場整備、畑地かんがい施設の整備を進めるなど、農地及び農業用水の確保を図る。また、農業生産活動の継続のため、農業水利施設等の安定的な機能発揮に向け、施設のライフサイクルコストを低減し適正な保全管理・更新を推進する。

平場地域においては、ほ場の大区画化や麦・大豆等の土地利用型農業を可能とする水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、これを契機とした担い手への農地の集積や生産コストの低減を推進する。

中山間地域においては、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を保全するため、農地の区画整理や農業用排水路・農道の整備及び排水対策等のきめこまやかな整備を行い、地域の特性を生かした生産と農地の適切な維持・保全を促進する。

農産物等の流通体制の整備と、農業生産の近代化を図るため、根幹となる基幹農道及びこれを補完する農道整備をすすめるとともに、既設農道の橋梁等の耐震対策と適正な保全管理を推進する。また、農業用水等の水質保全を図るための農業集落排水施設の適切な維持管理を実施する。

(2) 農業地帯別の構想

① 長崎・西彼農業地帯

みかん、びわ等銘柄産地化の推進、都市近郊型野菜産地として拡充強化を図るため畑地かんがい、区画整理、農道の整備を含む畑地の総合整備及び畜産の産地形成を図るため飼料基盤の整備、養豚団地の整備を推進する。

水田については、飼料作物、畑作物が生産可能な水田の汎用化・畑地化を推進するため、用排水路の整備、ほ場整備を推進する。さらに傾斜地では自然災害等を防止し、既存の農業生産力を維持するための農地の保全を図る。

② 県央農業地帯

河川流域の平坦部水田は、大型機械化体系による生産性の高い良質米及び麦・大豆等の土地利用型作物を可能とする水田の汎用化・畑地化を推進するため、用排水路の整備、ほ場整備や農道の整備を推進する。

多良岳山麓及び丘陵地帯の畑地については、野菜、茶、肉用牛、酪農、養

豚、養鶏の産地強化、生産性の向上を図るため、畑地かんがい施設、区画整理、農道の整備を含む畑地の総合整備を推進する。

③ 島原半島農業地帯

本地帯は雲仙岳山麓の台地及び緩斜面の畑地帯を主体にばれいしょ、露地野菜、施設野菜、果樹、葉たばこ、肉用牛の産地であり、畑地の総合整備を最重点とし、かんがい施設の整備、区画整理、農道の整備を推進する。

平坦部水田は、大型機械化体系による生産性の向上及び野菜の産地強化を図るため、また、丘陵の河川流域棚田は、肉用牛、酪農の飼料基盤として利用可能な汎用化水田の確保を目標に用排水路の整備、ほ場整備、農道の整備を推進する。

④ 県北農業地帯

河川流域の水田は、良質米生産推進及び水稲と飼料作物を組み合わせた高生産性農業経営を図り、施設園芸、飼料作物等が導入できる水田の汎用化・畑地化を推進するため、用排水路の整備、ほ場整備や農道の整備を推進する。

みかん、肉用牛、茶、葉たばこ等の基幹作物については、産地強化、生産性の向上を図るため、丘陵部の畑地帯に畑地かんがい施設、区画整理、農道の整備を推進する。

⑤ 五島農業地帯

本地帯は、畑作を主とした土地利用であり、葉たばこ、ばれいしょの生産拡大及び野菜、茶の産地化を図るため、畑地かんがい施設、区画整理、農道等の整備を推進するとともに、肉用牛の飼料基盤の整備も併せて推進する。

水田は、肉用牛生産の拡大、良質米の産地強化を図るため、水稲と飼料作物、野菜等との組み合わせが可能な水田の汎用化・畑地化を推進するために、用排水路の整備、ほ場整備、農道等の整備を推進する。

⑥ 壱岐農業地帯

水田については、肉用牛生産の拡大、良質米の産地強化を図るため、水稲と飼料作物、野菜等との組み合わせが可能な水田の汎用化・畑地化の推進及び大型機械体系による生産性の向上を図るために、用排水路の整備、ほ場整備、農道等の整備を推進する。

畑地については、葉たばこ、野菜等の経営規模拡大、産地強化のため区画整理、畑地かんがい施設、農道等の整備を推進する。

⑦ 対馬農業地帯

本地帯の農地は急傾斜地、かつ、小規模な団地に分散しており、全島的に農道整備等、基盤整備が必要である。また水田については、飼育作物や野菜等を導入するため、水田を汎用化し、用排水路の整備、ほ場整備、農道等の整備を推進する。

2. 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

本県は、複雑に入り組んだ海岸に囲まれ、傾斜地が多く、平坦地が少ない。農地も農業生産条件の不利地が多く、毎年台風や集中豪雨などにより、農地や農業用施設に災害が発生している。このため、農業生産力の維持や安定した農業経営の確立を図るため、地域の特性に応じた農地の保全、ため池等の整備、地すべり対策、農地海岸の保全対策などを着実に推進する。また、農業従事者の減少や高齢化の進展及び水稲を中心とする土地利用型農業の規模拡大の停滞などを背景に荒廃農地の増加がみられ、特に農業生産条件不利地が多い中山間地域においては、このような状況が深刻化しつつあり、土地資源の有効利用の面からも問題となっている。

このため、荒廃農地等のうち農業的利用をすべき農地にあつては、復旧とともにその利活用に向けた取り組みを推進する。荒廃農地の増加等により生じる農地の多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域においては、適正な農業生産活動が継続的に行われるよう農業生産条件に関する不利を補正するため中山間地域等直接支払制度を活用し、支援を行う。

(2) 農用地等の保全のための事業

① 長崎・西彼農業地帯

ア傾斜地対策

本地帯は、農地のほとんどが傾斜地にあり、特に西彼杵半島、長崎半島の傾斜地は地すべり防止区域に指定されている。地すべり防止区域については、地すべり防止対策事業等により農地保全施設の整備を行い、農地及び農業施設等への被害の防止や軽減を図る。その他、土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。また、河川を水源とする地域で、改善措置を要するものについては、河川工作物の整備補強を行い災害を防止する。

ウ海岸保全対策

本地帯は、地域のほとんどが半島部で占められ海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

② 県央農業地帯

ア傾斜地対策

本地帯は、県内では平坦地が多い地域であるが、橘湾沿岸の丘陵地、北

部の山間部は地すべり防止区域に指定されている。地すべり防止区域については、地すべり防止対策事業等により農地保全施設の整備を行い、農地及び農業施設等への被害の防止、軽減を図る。その他、土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

ため池を水源とした水利用を行っている地域では、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。また、河川を水源とする地域で、改善措置を要するものについては、河川工作物の整備補強を行い災害を防止する。また、旧干拓地における洪水等災害が予想される地域については、農業用排水施設等の整備により災害を防止する。

ウ海岸保全対策

本地帯は、海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

③ 島原半島農業地帯

ア傾斜地対策

本地帯は農地のほとんどが丘陵地の畑地で、南部の丘陵地は地すべり防止区域に指定されている。地すべり防止区域については、地すべり防止対策事業等により農地保全施設の整備を行い、農地及び農業施設等への被害の防止、軽減を図る。その他、土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

ため池を水源とした水利用を行っている地域では、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。また、河川を水源とする地域で、改善措置を要するものについては、河川工作物の整備補強を行い災害を防止する。

ウ海岸保全対策

本地帯は、全域が半島部であるため海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

④ 県北農業地帯

ア傾斜地対策

本地帯は、農地のほとんどが傾斜地にあり、特に北部及び島しょの山間部は地すべり防止区域に指定されている。地すべり防止区域については、地すべり防止対策事業等により農地保全施設の整備を行い、農地及び農業施設等への被害の防止、軽減を図る。その他、土壌流亡対策として区画整

理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

ため池を水源とした水利用を行っている地域では、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。また、河川を水源とする地域で、改善措置を要するものについては、河川工作物の整備補強を行い災害を防止する。

ウ海岸保全対策

本地帯は、地域のほとんどが半島部で占められ海岸に面している農地も多い。

このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

⑤ 五島農業地帯

ア傾斜地対策

土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

ため池を水源とした水利用を行っている地域では、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。また、河川を水源とする地域で、改善措置を要するものについては、河川工作物の整備保全を行い災害を防止する。さらに農業用排水路の機能の低下等により災害の危険性がある地域については、必要に応じて改修を行う。

ウ海岸保全対策

本地帯は、離島であるため海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

⑥ 壱岐農業地帯

ア傾斜地対策

地すべり防止区域については、地すべり防止対策事業等により農地保全施設の整備を行い、農地及び農業施設等への被害の防止、軽減を図る。

その他、土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を行う。

イ用排水関係

本地帯は、ほとんどが丘陵地であるため、ため池を水源とした水利用を行っている地域が多く、災害防止と用水確保のため、ため池の改修を行う。

ウ海岸保全対策

本地帯は、離島であるため海岸に面している農地も多い。このため、海

岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

⑦ 対馬農業地帯

ア傾斜地対策

土壌流亡対策として区画整理等の事業により、ほ場の緩勾配化や沈砂地の設置を推進する。

イ海岸保全対策

本地帯は、離島であるため海岸に面している農地も多い。このため、海岸施設の定期的な監視を行い、対策が必要な箇所において、高潮及び波浪等による農地の浸食等被害を防止するため、堤防等の新設、改修を行う。

(3) 農用地等の保全のための活動

① 中山間地域等直接支払制度の推進

荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度の適正な運用を図る。

② 多面的機能支払の推進

農家の高齢化や非農家との混住化の進行により農地等資源の適切な保全管理体制が脆弱化している農村地域において、農地や農業施設等の資源や農村環境を守り、質を高めるための地域共同での取組みを支援する。

③ 荒廃農地の発生防止と有効利用

荒廃農地等のうち農業的利用すべき農地にあつては、農地中間管理事業等の適正な運用により認定農業者等担い手への利用集積を図る。また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の積極的な活用を図り、荒廃農地の発生防止に努める。

3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県は急傾斜地が多く農業の適地には必ずしも恵まれていない。かかる条件の中で今後農業生産の増大と生産性の向上を図り、経営規模拡大による土地利用型農業を推進するためには限られた土地資源の有効利用を促進する必要がある。

このため、集落活動による機械の有効利用及び導入や集落営農組織の育成を図り、集落活動の定着化による農業者間の連帯意識の醸成に基づく活発な農用地利用調整活動を促し、農用地等の効率的かつ総合的な利用を以下のように推進する。

① 認定農業者等への農地の集積

農地中間管理事業等に基づく利用権設定等の各種支援措置を積極的に活用して各地域の特性を考慮しつつ、基幹作物を主体として農地の流動化を促進し、認定農業者や集落営農組織等の担い手に農地を集積し、農業経営の規模拡大に結びつけるものとする。

② 農作業の受委託及び機械施設の共同利用の確立

各農業地帯の特性並びには場の整備状況等を考慮しながら、耕起、田植、収穫等水田の基幹作業については認定農業者や集落営農組織等による農作業の受委託を推進するとともに、各農業地域の基幹作物に関する農作業のうち農業機械を利用する作業については、機械利用組合等を設立し、効率的な農作業のため農業機械の共同利用を推進する。

③ 農用地の利用改善による営農条件の整備

各農業地域の土地条件、土壌条件等を考慮しかつ農家の自主性を尊重しながら基幹作物の作付地の集団化等による農作業の効率化と生産性の向上を進め、さらに転作田については農作業の効率化と転換作物の集団化を促進するため、集団的に転作を実施し、麦・大豆・飼料作物等の転作作物の導入を容易にするるとともに、荒廃農地の解消を図る。

また、農用地の高度利用を図るため、水田、畑において地域農業集団ごとの作付協定に基づくブロックローテーションを行い耕地利用率を高める。

④ 耕種農家と畜産農家の連携

地域的な複合を積極的に推進し、家畜排泄物の適切な処理を行い、耕種農家へ堆肥の円滑な供給により地力の維持増進を進めるとともに、耕種農家より稲わら、麦わら等を畜産農家に供給し、家畜飼料、堆肥の資材として有効利用を図る。

⑤ 荒廃農地の解消

地域ごとに条件は異なるが、農業労働力の不足及び土地的条件の劣悪化等のため、本土部、離島部においても荒廃農地が増加している。

こうした荒廃農地の有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用し、利用者の掘り起こしや把握、農地、地主とのマッチングを強力に推進するとともに、障害物の除去や、小規模な基盤整備等による利用条件の改善を実施し、認定農業者等担い手に集積するなどの解消を促進する。

⑥ 諫早湾干拓農地における先進的な大規模農業の展開

諫早湾干拓農地において、意欲ある入植・増反者による、先進的、効率的で低コストの土地利用型農業や収益性の高い施設園芸などの大規模農業経営を推進する。

また、干拓地全域を環境保全型農業推進のモデル地区として位置づけ、有

機 JAS 又は長崎県特別栽培農産物認証を取得・拡大し、環境と農業生産とが融合した地域づくりを推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、おおむね第1表に掲げるとおりとし、現に実現している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

第1表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間

年間農業所得	主たる従事者一人あたり 年間労働時間
主たる従事者1人あたり400万円 (1経営体あたり 600万円)	2,000時間

※ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(長崎県基本方針)
令和3年4月

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

① 営農類型ごとの経営規模、生産方式【個別経営体】

a 普通作物

営農類型	経営規模 (ha)	生産方式	資本装備
個別経営Ⅰ (水稲+麦類 +大豆) 家族労働力2人	経営面積 10ha 水稲 4ha 麦類 10ha 大豆 6ha	1. 基盤整備地区における 個別経営 2. 水稲は移植栽培、緩効性 肥料、側条施肥 3. 防除は委託 4. 大豆の収穫は委託 5. 共同乾燥施設利用	トラクター(31ps)、サブソイラ ー、ロータリー、代かきハロー、 ブロードキャスタ、中耕ロータ ー、麦踏施肥機、施肥播種機、 育苗用播種機、田植機(5条)、 自脱型コンバイン(3条刈)、ト ラック(2t)、溝堀機

b 野菜

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
露地野菜専業経営 Ⅰ (ばれいしょ +にんじん) 家族労働力3人	経営面積 400a ばれいしょ 早掘りマルチ 200a ばれいしょ 春作マルチ 200a 冬にんじん 200a	1. 大規模農地での大規模 栽培 2. 機械化 3. 無人ヘリ防除 (外部委託) 4. アイマサリ(早掘り)・ ニシユタカ(春普通)等の 利用で、目標収量を早掘り 3t/10a、春作3.4t/10aを目 指す。 5. 冬にんじん圃場は、ばれ いしょ春作マルチとの 輪作体系 6. 冬にんじんの収穫は1/2 の圃場で委託収穫を想定	ビニールハウス(浴光処理用 100㎡)、トラクター(30ps)、 管理機、動力噴霧機、トラッ ク(1.25t)、運搬車、堆肥散 布機、土壤消毒機(2条)、植付 機(ばれいしょ歩行型・施肥 ホッパー付)、マルチャー(ば れいしょ自走式・歩行型)、掘 取機(ばれいしょ歩行型)、茎 葉処理機(ばれいしょ)、播種 機(にんじん歩行2条)、収穫 機(にんじんソリ式)、ピッカ ー(ばれいしょ)
露地野菜専業経営 Ⅱ (はくさい+にんじ ん+だいこん) 家族労働力3人	経営面積 350a 春はくさい 50a 冬にんじん 200a 春にんじん 100a 秋冬だいこん 50a 春だいこん 100a	1. 春はくさい、春にんじん、 春だいこんはトンネル栽培 2. 春はくさいは、購入苗 利用 3. にんじんの収穫は一部委 託作業	トラクター(30ps)、管理機、動 力噴霧機、トラック(1.25t)、 運搬車、堆肥散布機、土壤消毒 機(2条)、畦立マルチシーダ ー、播種機(にんじん歩行 2条)、収穫機(にんじんソリ 式・3戸共同)

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
露地野菜専業経営Ⅲ (ばれいしょ専作) 家族労働力3人	経営面積530a ばれいしょ トンネル30a ばれいしょ 早掘りマルチ 250a ばれいしょ 春作マルチ 250a ばれいしょ 秋作250a	1. 大規模農地での大規模栽培 2. 機械化 3. 無人ヘリ防除 (外部委託) 4. アイマサリ(早掘り)・ ニシユタカ(春普通)・ さんじゅう丸の利用で、 目標収量を早掘り 3t/10a、春作 3.4t/10a、秋作 2.5t/10a以上を目指す。	ビニールハウス(浴光処理用 100㎡)、トラクター(30ps)、 管理機、動力噴霧機、トラッ ク(1.25t)、運搬車、堆肥散 布機(3戸共同)、土壌消毒機(2 条)、植付機(ばれいしょ歩行 型・施肥ホッパー付)、マルチ ャー(ばれいしょ自走式・歩行 型)、掘取機(ばれいしょ歩行 型)、茎葉処理機(ばれいし よ)、ピッカー(ばれいしょ)
露地野菜専業経営Ⅳ (ばれいしょ+ レタス) 家族労働力3.5人	経営面積680a ばれいしょ 春作マルチ 80a レタス 年内どり200a レタス 年明けどり 400a	1. ばれいしょ 機械化、無人ヘリ防除 (外部委託)で省力化を図り ながら、ニシユタカ(春普 通)・さんじゅう丸の利用 で、目標収量を春作 3.4t/10a以上を目指す。 2. レタス 半自動定植機を利用し、省 力化を図る。	ビニールハウス(浴光処理用100 ㎡)、育苗ハウス(レタス100 ㎡)、トラクター(30ps)、管理 機、動力噴霧機、トラック (1.5t)、運搬車、堆肥散布機、 土壌消毒機、植付機(ばれいし よ歩行型)、マルチャー(ばれい しょ自走式・歩行型)、掘取機 (ばれいしょ歩行型)、茎葉処理 機(ばれいしょ)、半自動定植機 (レタス)、ピッカー(ばれいし よ)
露地野菜専業経営Ⅴ (ブロッコリー) 家族労働力3人	経営面積500a 秋作 ブロッコリー 200a 冬作 ブロッコリー 200a 春作 ブロッコリー 100a	1. 移植機利用による省力化 2. 作型分散、各作型に適し た品種選定 3. 根こぶ病の対策の徹底 4. 灌漑設備利用による活着 促進 5. 共同選果利用による 省力化 6. 発泡氷詰め出荷による 品質保持	予冷庫、スプリンクラー、育苗 ハウス(50㎡)、トラクター (30ps)、動力噴霧機、管理機、 軽トラック、移植機(歩行型半 自動)、肥料散布機(トラクター 装着式)

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
施設野菜専業経営 Ⅰ (いちご) 家族労働力3.5人	経営面積 30a いちご株冷 20a いちご普通 10a	1. 品種「ゆめのか」 2. 高設栽培による身体負担軽減 3. 株冷処理による早期出荷と普通ポットを組合わせた作型分散により収穫・出荷に係る労力の分散 4. 環境制御技術導入による単収向上	連棟標準型 AP ハウス(3000 m ²)、高設栽培施設、高設育苗施設、重油タンク、電照施設、予冷库、軽トラック、動力噴霧機、高設用耕耘機、加温機、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、統合環境制御装置、炭酸ガス局所施用装置
施設野菜専業経営 Ⅱ (トマト促成) 家族労働力3人	経営面積 50a トマト促成 40a	1. 接ぎ木セル苗購入による2次育苗 2. UV カットフィルム・防虫ネット使用 3. 交配はマルハナバチ利用 4. 共同選果施設利用 5. 炭酸ガス局所施用 6. 統合環境制御	長崎県型低コスト耐候性ハウス(4000 m ²)、育苗用ハウス(1000 m ²)、重油タンク、トラクター(20ps)、管理機、動力噴霧機、軽トラック、加温機、循環扇、炭酸ガス発生装置、自動換気装置、自動カーテン資材(2層自動制御)、細霧システム(自動制御)、統合環境制御装置、局所施用装置
施設野菜専業経営 Ⅲ (きゅうり) 家族労働力3人	経営面積 30a きゅうり促成 30a	1. ハウス促成栽培 2. 収穫は6月末までの長期取り 3. 環境制御技術導入による単収向上	連棟補強Ⅱ型 SRH ハウス(3000 m ²)、かん水施設、育苗ハウス(200 m ²)、重油タンク、防虫ネット、二重カーテン、軽トラック、トラクター(20PS)、動力噴霧機、管理機、加温機、統合環境制御装置、炭酸ガス発生装置、循環扇、自動換気装置、炭酸ガス局所施用装置
施設野菜専業経営 Ⅳ (アスパラガス) 家族労働力2人	経営面積 50a アスパラガス 50a	1. UV カットフィルム・防虫ネット・フェロモントラップなど耕種的防除対策により、環境保全型農業に努める。 2. 共同選果施設利用	AP 単棟ハウス(5000 m ²)、管理機、軽トラック、自走式動力噴霧機(ラジコン動噴)、黄色灯
施設野菜専業経営 Ⅴ (ミニトマト) 家族労働力3人	経営面積 40a ミニトマト 促成 40a	1. 接ぎ木セル苗購入 2. UV カットフィルム・防虫ネット使用 3. 交配はマルハナバチ利用 4. 共同選果 5. 炭酸ガス局所施用 6. 統合環境制御	長崎県型低コスト耐候性ハウス(4000 m ²)、重油タンク、トラクター(20ps)、管理機、動力噴霧機、軽トラック、加温機、循環扇、炭酸ガス発生装置、自動換気装置、自動カーテン資材(2層自動制御)、細霧システム(自動制御)、統合環境制御装置、局所施用装置

c 花き

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
輪ぎく専業経営 家族労働力 3人	経営面積 60a 秋ぎく 11・3月 出荷型(2度切り) 10a 秋ぎく 12・4月 出荷型(2度切り) 10a 秋ぎく 1・5月 出荷型(2度切り) 10a 秋ぎく 2月出荷型 10a 秋ぎく 3月出荷型 10a 秋ぎく 10月 出荷型 10a 秋ぎく 11月 出荷型 10a 秋ぎく 12月 出荷型(短茎多収) 10a 夏秋ぎく 6月 出荷型 10a 夏秋ぎく 7月 出荷型 10a 夏秋ぎく 8月 出荷型 10a 夏秋ぎく 8月 出荷型(短茎多収) 10a 秋ぎく 9月出荷型 (シェード) 10a	1. 施設面積 60a のキク専業 2. 秋ぎくは「神馬」、夏秋ぎくは「精の一世」 3. 加温は暖房機とヒートポンプを併用 4. 省力機器として自走式防除機、灌水同時施肥システム、防虫ネット、自動選花結束機を導入 5. 定植は、全ての作型で直挿しを導入 6. 秋ぎく 12月出荷と夏秋ぎく 8月出荷作型に短茎多収栽培を導入 7. 11月～翌5月出荷作型は環境制御栽培を導入 8. 電照栽培として LED を使用 9. 秋ぎく 9月出荷作型(シェード「精の一世」)では、ヒートポンプ使用による夜冷栽培を導入	低コスト耐候性ハウス(3000㎡)、連棟補強Ⅱ型(SRH)ハウス(3000㎡)、育苗用ハウス(500㎡)、トラクター(15ps)、土壌消毒機(歩行型)、耕耘機、管理機、動力噴霧機、軽ワゴン、軽トラック、温風暖房機、冷蔵庫、自動選花結束機、灌水装置、自走式防除機、ヒートポンプ、循環扇、防虫ネット、電照設備(LED)、環境制御装置、炭酸ガス発生装置、局所施用装置
カーネーション +ガーベラ経営 家族労働力 3人	経営面積 50a カーネーション 周年栽培 40a ガーベラ 周年栽培 10a	1. カーネーション周年栽培は、低コスト耐候性ハウス(屋根型)20a 隔離ベンチ、低コスト耐候性ハウス(アーチ型)20a ベッド栽培、連棟補強Ⅱ型 10a ベッド栽培 2. ガーベラは、低コスト耐候性ハウス(アーチ型)10a 土耕栽培 3. 多層カーテンと循環扇による暖房経費削減、共同購入苗利用 4. ガーベラは3年据え置き栽培、暖房は暖房機とヒートポンプを使用 5. 共選共販売により、京阪神市場へ出荷	低コスト耐候性ハウス(屋根型2000㎡)、低コスト耐候性ハウス(アーチ型2000㎡)、連棟補強Ⅱ型(1000㎡)、軽トラック、軽ワゴン、耕耘機、管理機、土壌消毒機(歩行型)、動力噴霧機、冷蔵庫、温風暖房機、統合環境制御機器、炭酸ガス発生装置、局所施用機、温風暖房機(ガーベラ)、ヒートポンプ(ガーベラ)、選花機、結束機、養液土耕システム、循環扇

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
ばら専業経営 家族労働力 3人	経営面積 50a 土耕栽培(2年目以降) 10a 少量土壌培地耕(改植年) 10a 少量土壌培地耕(2年目以降) 30a	1. 土耕栽培 10a、少量土壌培地耕 40a、計 50a 経営 2. 少量土壌培地耕はプランターによる養液栽培 3. 多層カーテンと循環扇による暖房経費削減、暖房は暖房機とヒートポンプを使用 4. 夏季にヒートポンプで夜冷し、出荷する。	低コスト耐候性ハウス(4000㎡)、連棟補強Ⅱ型(SRH)ハウス(1000㎡)、少量土壌培地耕用ベンチ(4000㎡)、軽トラック、軽ワゴン、動力噴霧機、冷蔵庫、温風暖房機、ヒートポンプ、灌水装置、自走式防除機、循環扇、環境制御装置、炭酸ガス発生装置、ドライミスト、局所施用設備、パット&ファ
トルコギキョウ経営 家族労働力 2人	経営面積 50a トルコギキョウ 11月、5月出荷 10a トルコギキョウ 12月、5月出荷 10a トルコギキョウ 1月、4~5月出荷 10a トルコギキョウ 2月出荷 10a トルコギキョウ 3~4月出荷 10a	1. 低コスト耐候性ハウスで11月、5月出荷、12月、5~6月出荷、1月、5~6月出荷、連棟補強Ⅱ型(SRH)で2月、3~4月出荷 2. 全圃場統合環境制御、炭酸ガス局所施用実施 3. 全作で自家育苗苗利用 4. 京阪神市場へ出荷	低コスト耐候性ハウス(アーチ型 3000㎡)、連棟補強Ⅱ型(SRH2000㎡)、育苗ハウス(200㎡)、トラクター(15ps)、管理機、動力噴霧機、温風暖房機、軽トラック、冷蔵庫、養液土耕システム、育苗用ヒートポンプ、ヒートポンプ、統合環境制御機器、炭酸ガス発生装置、局所施用機、循環扇、電照設備(白熱球)、頭上灌水、防虫ネット

d 果樹

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
かんきつ専業経営Ⅰ (露地、SS防除体系) 家族労働力 2.5人	経営面積 300a 極早生温州 SS 防除 20a 早生温州 SS 防除 120a させぼ温州 SS 防除 60a 普通・高糖度系温州 SS 防除 70a 不知火等 SS 防除 30a	1. 露地みかんと中晩柑を組み合わせたかんきつ専業経営 2. 普通温州は高糖度系温州を主体とし、ヒリュウ台苗木を導入 3. 園内道を一体的に取り付け、スピードスプレーヤ(SS)を導入 4. マルチ巻上げ装置の導入による被覆面積の拡大と作業の省力化 5. コンテナダンパーによる選果作業の省力化	スピードスプレーヤ、トラック(2t)、軽トラック、小型運搬車、動力噴霧機、ウッドチップパー、刈払機、選果機(ドラム式、ローラコンベア・コンテナダンパー・ボックス付)、昇降機

		6. ウッドチップパーによるせん定枝搬出作業の省力化	
かんきつ専業 経営Ⅱ (露地、動噴防除 体系) 家族労働力 2人	経営面積 200a 極早生温州動噴 防除 20a 早生温州動噴防 除 80a させぼ温州動噴 防除 30a 普通・高糖度系 温州動噴防除 40a 不知火等動噴防 除 30a	1. 露地みかんと中晩柑を組 み合わせたかんきつ専業 経営 2. 普通温州は高糖度系温州 を主体とし、ヒリュウ台 苗木を導入 3. 園内道を一体的に取り付 け、運搬車を利用 4. 動力噴霧機による防除体 系 5. ウッドチップパーによるせ ん定枝搬出作業の省力化	トラック(1.5t)、軽トラック、 小型運搬車、動力噴霧機、ウッ ドチップパー、刈払機、選果機 (ドラム式、5連自動選果)、リ フト(バッテリーミニリフト)
かんきつ専業 経営Ⅲ (ハウス主体、露 地動噴防除 体系) 家族労働力 2.5人	経営面積 100a ハウスみかん (6月出荷型) 20a ハウスみかん (グリーン) 20a ハウスみかん (無加温越冬完熟) 10a 不知火(加温) 20a 不知火(無加温) 10a せとか(加温) 20a	1. ハウスみかんとハウス中 晩柑を組み合わせたかん きつ専業経営 2. 6月出荷型は、ヒートポ ンプ導入による組み合わ せて動力光熱費を抑制 環境制御技術を導入した 炭酸ガス施用による収量 増加、品質向上 3. グリーンハウス作型は、 需要期である8月出荷型 4. 無加温越冬完熟栽培は、 夏期にマルチ被覆、秋期 以降に天井ビニール被覆 5. 加温不知火は1月下旬に 加温し、後期肥大及び寒 害防止のため10月下旬に 再被覆して12月に出荷 6. 加温せとかは2月下旬に 加温し、後期肥大及び寒 害防止のため10月下旬 に再被覆して2月に出荷	連棟標準型 AP ハウス(6月出荷 用 2000㎡)、暖房機、換気扇、 ヒートポンプ、炭酸ガス発生装 置、モニタリング装置、連棟標 準型 AP ハウス(グリーン用 2000 ㎡)、暖房機、換気扇、連棟標 準型 AP ハウス(無加温用、4000 ㎡)、暖房機、換気扇、貯蔵庫、 トラック(1.5t)、軽トラック、 小型運搬車、動力噴霧機、刈払 機、選果機(ドラム式、5連自動 選果)、リフト(バッテリーミニ リフト)
びわ複合経営 (びわ主体、露地 動噴防除体系) 家族労働力 2.5人	経営面積 200a ハウスびわ一般 出荷型 30a 簡易ハウスびわ 「なつたより」 10a 露地びわ「なつた より」 30a 露地びわ 30a 早生温州動噴防除 60a 不知火等動噴防除 40a	1. ハウスびわと露地びわ に、露地かんきつを組み 合わせた果樹専業経営 2. ハウスびわの品種は「長 崎早生」、簡易ハウスは 「なつたより」、露地栽 培は「なつたより」と 「茂木」主体	連棟標準型 AP ハウス(加温用 3000㎡)、暖房機、換気扇、簡易ハウス (1,000㎡)、貯蔵庫、トラック (1.5t)、軽トラック、小型運 搬車、動力噴霧機、刈払機、選 果機(ドラム式)、リフト(バッテ リーミニリフト)、びわ選別機 (重量式)

e 工芸作物

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
茶専業(乗用型) 家族労働力 2.5人	経営面積 650a 生葉生産 650a 荒茶生産 650a 受託加工 (生葉) 150a	<ol style="list-style-type: none"> 被覆栽培による蒸し製玉緑茶を生産する茶専業経営体 品種は早生「さえみどり」等を4割、「やぶきた」5割、晩生「おくゆたか」等1割、うち50aは改植による幼木茶園 目標収量は、標準技術で達成可能な収量とし、「やぶきた」成園の10a当たり生産量で一番茶550kg、二番茶400kg、三番茶250kgとする 防霜ファンは、茶園の80%に設置する 製茶加工は、90K型2ライン(4-3-4-3)による生産と、150a分の生葉の受託加工 	防霜ファン520a、製茶工場(600㎡)、製茶機(90K2.0ライン)、乗用型摘採機、乗用型管理複合機(サブソイラー・堆肥散布含む、4戸共同)、乗用型防除機、管理機(浅耕機)、自走式肥料散布機、自走式両面裾刈機、トラック(2t)
茶協業(乗用型) 家族労働力 4人	経営面積 1,800a(成園) +200a(改植による幼木園) 生葉(荒茶)生産 1,800a 受託加工(生葉) 600a 幼木園育成 200a	<ol style="list-style-type: none"> 専業農家4戸が経営を共同化し、被覆栽培による蒸し製玉緑茶を生産する茶協業経営 製茶工場を新設、農機具を新たに整備 各自の茶園を継続管理し、うち1割については、基盤整備を伴う改植 品種は早生品種「さえみどり」等を3割(うち1割を改植)、「やぶきた」5割、晩生品種「おくゆたか」等2割とし、蒸し製玉緑茶を生産する。 目標収量は、「やぶきた」成園で、一番茶550kg/10a、二番茶400kg/10a、三番茶250kg/10aとする。 防霜ファンは、茶園の80%に設置 製茶加工は、120K型1.5ライン(3-2-3-2)2系列による生産と、600a分の一番茶生葉の受託加工 	防霜ファン(1600a)、製茶工場(1400㎡)、製茶機(120K1.5ライン)、乗用型摘採機(浅刈、刈捨装置あり)2台、乗用型防除機2台、乗用型管理複合機(サブソイラー・施肥・堆肥散布・中耕装置)2台、自走式両面裾刈機、乗用機械運搬車(2tスライダ)2台、トラック(2t)2台

葉たばこ専業 経営(第1黄色種) 家族労働力 3人	経営面積 250a 葉たばこ (第1黄色種) 250a	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品種は第一黄色種(コーカー319)とする。 2. 播種及び前期育苗は委託とする。 3. 乾燥は、エコ乾燥機を用い、50%を委託(共同乾燥施設)とする。 	育苗ハウス、乾燥上屋及び作業舎(150㎡)、納屋(貯蔵室30㎡)、乾燥室・エコ乾燥機(乾燥式25㎡、3台を2戸で共同利用)、トラクター(30ps)、ディスクプラウ、成畦被覆機、管理機、土壌消毒機、高架型作業機(AP-1)、防除機、残幹処理機(AP-1対応、けん引式、3戸共同)、簡易リフター(2戸共同)、梱包機、堆肥散布機、トラック(2t)
------------------------------------	--------------------------------------	--	--

f 畜産

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
酪農専業(フリーストール牛舎) 家族労働力 2.5人	経産牛 120頭 飼料畑 650a	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育方式は、群飼(フリーストール、フリーバーン) 2. 搾乳ロボットの導入(50%) 3. TMR、PMRの給与 4. 牛群検定の実施と活用 5. ET和牛子牛生産の導入(受精卵移植) 6. 雌雄判別精液の利用 7. 哺乳ロボットの導入 8. 後継牛は、自家保留(育成牧場利用) 9. 汚水は浄化处理 10. 雇用導入あり(1名) 	フリーストール牛舎(1260㎡)、待機場、搾乳室、機械室、生乳処理室、飼料調製室、管理室、分娩室、育成牛舎(140㎡)、乾草庫、堆肥舎(開放攪拌型通風)、汚水処理施設、ミルクングパーラー(6頭ダブルパラレル)、搾乳ロボット(ユニット型)、バルククーラー(4t)、温水器、TMR調製機(自走式)、カーフハッチ、哺乳ロボット、送風機、ショベルローダー、ふん尿処理機械、トラック(2t)、動力噴霧機 (以下 コントラクター利用の場合は不要) トラクター(60・48ps)、ロータリー、プラウ、ライムソー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、プランター、ブームスプレーヤー、ロータリーモア、テグダーレーキ、カッティングロールパーラー、ベールラッパー、ベールグリッパー、コーンハーベスタ、ピックアップハーベスタ、エレベーターワゴン、マニユアスプレッダ
酪農専業(つなぎ牛舎) 家族労働力 2人	酪農(つなぎ牛舎) 50頭 飼料畑 300a	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育方式は、つなぎ牛舎 2. キャリロ付きパイプライン使用 3. TMRの給与 4. 牛群検定の実施と活用 5. ET和牛子牛生産の導入(受精卵移植) 	搾乳牛舎(350㎡)、牛乳処理室、飼料調製室、管理室、分娩室、育成牛舎(92㎡)、乾草庫、堆肥舎(開放攪拌型通風)、汚水貯留槽、パイプラインキャリロ付、バルククーラー、カッター、バークリーナー、温水器、

		6. 雌雄判別精液の利用 7. 後継牛は、自家育成	TMR 調製機(自走式)、カーフハッチ、送風機、ショベルローダー、ふん尿処理機械、バキュームカー、トラック(2t)、動力噴霧機 (以下 コントラクター利用の場合は不要) トラクター(48ps)、ロータリー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、プランター、ブームスプレーヤ、ロータリーモア、テッダーレーキ、カッティングロールベラー、ベールラッパー、ベールグリッパー、コーンハーベスタ、ピックアップハーベスタ、エレベーターワゴン、マニュアルスプレッタ
肉用牛繁殖専業 (80 頭) 家族労働力 1 人	繁殖牛 80 頭 飼料畑 350a 放牧地 400a	1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、2ヵ月間放牧 2. 超早期母子分離技術 3. 自給飼料生産は、自家生産 4. 矮性ネピアグラスの利用 5. 雇用導入あり(1名)	牛舎(754 m ²)、堆肥舎(箱型開放)、乾草庫、牛舎付帯施設一式、カーフケージ、カッター3台、ショベルローダー、トラック(2t)、電気牧柵(400a)、動力噴霧機2台 (以下 コントラクター利用の場合は不要) トラクター、ロータリー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベラー、ベールラッパー、ベールグリッパー、マニュアルスプレッタ
肉用牛繁殖専業 (30 頭) 家族労働力 1.5 人	繁殖牛専業 30 頭 飼料畑 130a 放牧地 300a	1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、5ヵ月間放牧 2. 子牛は、自然哺乳育成 3. ロールベラー利用による乾草・サイレージ調製 4. 矮性ネピアグラスの利用	牛舎(220 m ²)、堆肥舎、乾草庫、牛舎付帯施設一式、カッター、電気牧柵、トラック、動力噴霧機 (以下 コントラクター利用の場合は不要) トラクター(40ps)、ロータリー、マニュアルスプレッター、プラウ、ライムソア、ブロードキャスター、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベラー、ベールラッパー、フロントローダー

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
肉用牛肥育専業 (黒毛去勢 300 頭) 家族労働力 2 人	肉用牛肥育 (黒毛) 300 頭	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長崎型新肥育 (前期粗飼料多給) 方式 2. 増体重視型 (枝肉重量確保) 3. 飼育方法は群飼育方式 4. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 5. ふん尿は良質堆肥化し販売 6. 雇用導入あり (1 名) 	肥育牛舎 (3,024 m ²)、乾草舎、堆肥舎、肥育牛舎付帯施設一式、トラック (2 t・1 t)、ショベルローダー、カッター、牛衡器、削蹄保定枠、動力噴霧機
肉用牛肥育専業 (黒毛去勢 200 頭) 家族労働力 2 人	肉用牛肥育 (黒毛) 200 頭	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長崎型新肥育 (前期粗飼料多給) 方式 2. 増体重視型 (枝肉重量確保) 3. 飼育方法は群飼育方式 4. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 5. ふん尿は良質堆肥化し販売 	肥育牛舎 (2,016 m ²)、乾草舎、堆肥舎、肥育牛舎付帯施設一式、トラック (1 t)、ショベルローダー、カッター、牛衡器、削蹄保定枠、動力噴霧機
肉用牛一貫経営専業 家族労働力 2 人	繁殖牛 50 頭 肥育牛 70 頭 飼料畑 180a 放牧場 300a	<ol style="list-style-type: none"> 1. 繁殖牛は妊娠鑑定後、5 ヶ月間放牧 2. 超早期母子分離技術 3. ロールベラー体系による乾草、サイレージ調製 4. 長崎型新肥育 (前期粗飼料多給) 方式 5. 自家産子牛を雌・去勢別に早期肥育開始 6. ビタミンAの適正制御による肉質向上と事故防止 7. 雇用導入あり (1 名) 	繁殖牛舎 (374 m ²)、肥育牛舎 (1728 m ²)、乾草舎、堆肥舎、繁殖牛舎付帯施設一式、カーフケージ、カッター、電気牧柵 (300a)、トラクター (40ps)、ロータリー、マニユアスプレッター、ライムソア、プラウ、ショベルローダー、鎮圧ローラー、ディスクモア、テグダーレーキ、ロールベラー、ベールラッパー、トラック (2 t)、牛衡器、削蹄保定枠
養豚一貫専業 家族労働力 3 人	母豚 200 頭	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育は繁殖、肥育一貫飼育体系 2. 繁殖豚はストール飼育・肥育豚は群飼育 3. 交配母豚は妊娠確認まで交配豚舎で飼養 4. 簡易隔離離乳施設の導入利用 5. 全頭人工授精利用 6. 飼料給与は自動給餌機使用 7. 糞は堆肥化处理、汚水 (尿) は浄化处理 8. ベンチマーキングの導入 9. 雇用導入あり (2 人) 	繁殖豚舎 (497 m ²)、分娩豚舎、肥育豚舎 (984 m ²)、隔離豚舎、堆肥舎、汚水処理施設 (回分式)、簡易離乳子豚舎 (FRP)、ショベルローダ、自動給餌機 (肥育豚および繁殖豚用)、分娩枠、スチームクリーナー、動力噴霧機、ガスブルーダ、換気扇、トラック (4 t)、糞尿処理機械

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
採卵鶏 専業 家族労働力 2 人	採卵鶏 80,000 羽	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育は低床ウインドレス式、ケージ飼育 2. 飼料給与は自動給餌機利用 3. 光線管理 (LED 照明) による生産性向上 4. 集卵は自動集卵装置を装備 5. 洗卵、選別は GP センターで実施 6. クーリングパッド利用 7. 雇用導入あり (2 人) 	成鶏舎 (1960 m ²)、大すう舎 (2268 m ²)、育すう舎 (608 m ²)、堆肥舎 (開放・攪拌)、集卵舎、管理舎、成鶏舎内施設 (自動給餌機、集卵機、除ふん装置)、育すう施設 (電熱機械等)、大すう舎内施設 (自動給餌機)、フォークリフト、ショベルローダー、トラック (2 t)、鶏糞攪拌機、台秤、デビーカー、生ワクスプレー、移動コンテナ、動力噴霧機
ブロイラー専業 (170,000 羽) 家族労働力 3 人	ブロイラー 170,000 羽	<ol style="list-style-type: none"> 1. ウインドレス鶏舎、クーリングパッド利用、平飼い 2. 同一鶏舎一貫飼育方式 3. 回転率 5.5 回転 4. 自動給餌機利用 5. LED 照明 6. ライヴカメラ 7. 出荷作業委託 8. 消毒ゲート設置 9. 雇用導入あり (2 名) 	鶏舎 (9360 m ²)、管理舎、堆肥舎、消毒ゲート、空調システム、自動給餌システム (ローレベル)、自動給水器 (つり下げ式)、給餌箱、給水器、傘型ブルーダー、ブロイラーシステム一式 (データ収集用)、動力噴霧機、細霧装置、換気扇、送風機、制御盤、発電機、ショベルローダー、トラック (2 t)
ブロイラー専業 (60,000 羽) 家族労働力 2 人	ブロイラー 60,000 羽	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開放型鶏舎、平飼い 2. 同一鶏舎一貫飼育方式 3. 回転率 4.7 回転 4. 自動給餌機利用 5. LED 照明 6. 雇用導入あり (0.5 人) 	鶏舎 (3780 m ²)、管理舎、堆肥舎、自動給餌システム (ローレベル)、自動給水器 (つり下げ式)、自動カーテン (温度比例式)、給餌箱、給水器、傘型ブルーダー、動力噴霧機、細霧装置、換気扇、送風機、制御盤、発電機、ショベルローダー、トラック (2 t)、防鳥ネット

② 営農類型ごとの経営規模、生産方式【組織経営体】

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
集落営農組織 I 労働力 3 人	経営面積 20ha 水稻 20ha たまねぎ (加工用) 2ha	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基盤整備地区の中山間地域で水稻+加工用野菜の集落営農 2. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用 	トラクター (34ps)、ロータリー、代かきハロー、ブロードキャスト、育苗播種機、田植機 (乗用 5 条)、自脱型コンバイン (5 条刈)、ブームスプレーヤ、トラック (2 t)、たまねぎ移植機 (歩行 4 条)、たまねぎ収穫機 (歩行型)、ねぎ類剪葉機、たまねぎピッカー (歩行型)、サイドリッジャー

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備
集落営農組織Ⅱ 労働力3人	経営面積30ha 水稻 15ha 麦類 30ha 大豆 15ha	1. 基盤整備地区における集落営農 2. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)、サブソイラー(2連)、ロータリー、中耕ローター、代かきハロー、ブロードキャスタ、施肥播種機、麦踏・鎮圧・施肥機、育苗用播種機、田植機(乗用5条)、汎用コンバイン、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレーヤ、トラック(2t)
集落営農組織Ⅲ 労働力4人	経営面積50ha 水稻 25ha 麦類 50ha 大豆 25ha	1. 基盤整備干拓等平坦地域での集落営農 2. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 3. 高性能機械利用 4. 共同乾燥施設利用	トラクター(34ps)2台、サブソイラー(2連)、ロータリー、中耕ローター2台、代かきハロー2台、ブロードキャスタ2台、施肥播種機2台、麦踏・鎮圧・施肥機2台、育苗用播種機、田植機(乗用5条)、汎用コンバイン、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレーヤ、トラック(2t)2台
集落営農組織Ⅳ 労働力5人	経営面積30ha 水稻(なつほのか)5ha 水稻(にこまる)5ha WSC 7ha 大豆 10ha 小麦 20ha 玉ねぎ(早出し)7ha 玉ねぎ(普通)3ha	1. 基盤整備した地域での集落営農 2. 水稻+麦類+大豆の土地利用型+露地園芸 3. 集落営農における常時雇用は構成員のオペレータを想定 4. 水稻は移植栽培、緩効性肥料側条施肥 5. 高性能機械利用 6. 共同乾燥施設利用	貯蔵用ハウス(1,000㎡)、トラクター(45ps・31ps)、サブソイラー(2連)、ロータリー、中耕ローター、代かきハロー、ブロードキャスタ、施肥播種機、麦踏・鎮圧・施肥機、育苗用播種機、田植機(乗用5条)、汎用コンバイン、自脱型コンバイン(5条刈)、コンバインベラー、ベールラッパー、ベールグラブ、ブームスプレーヤ、トラック(2t)、玉ねぎ移植機(歩行4条)、玉ねぎ堀取機(トラクター装着)、畦立てマルチャー、ねぎ類剪葉機、溝堀機
集落営農組織Ⅴ 労働力3人	経営面積20ha 水稻(つや姫・なつほのか)10ha 水稻(酒米)2ha WCS 7.5ha アスパラガス0.5ha	1. 基盤整備地区の中山間地域での集落営農 2. 水稻にアスパラガスの営農 3. 集落営農における常時雇用は構成員のオペレータを想定 4. 水稻は移植栽培、側条施肥、一部緩効性肥料使用 5. 高性能機械利用 6. 共同乾燥施設利用	APハウス(5,000㎡)、トラクター(34ps)、ロータリー、代かきハロー、ブロードキャスタ、育苗播種機、田植機(乗用5条)、自脱型コンバイン(5条刈)、ブームスプレーヤ、トラック(2t)、コンバインベラー、ベールラッパー、ベールグラブ

※農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(長崎県基本方針)

令和3年4月

4. 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

本県における農業近代化施設の整備は、地域別の農業上の土地利用の基本的方向及び農業生産基盤の整備及び開発に関する事項に即するとともに、整備構想は生産集団の育成を基礎に生産団地、広域営農団地を展望し、農業の安定的拡大と主産地形成を促進するものとする。

① 水稲・麦・大豆

本県の多様な地域の特性を活かした土地利用方式の確立を目指し、水稲・麦・大豆の土地利用型作物と他作目を組み合わせた地域複合農業を推進する。さらに経営規模の拡大並びにコスト低減と高品質・良食味米づくりの推進による良質米生産団地を育成し、「うまい長崎の米」の銘柄確立と計画的な販売促進、消費拡大に向け需要に対応できる生産出荷体制を広域的な穀類共同乾燥調整施設等を整備することにより強化する。また、担い手不足及び荒廃農地解消対策として作業受委託組織や集落営農組織を育成し、過剰投資を抑制するためにも共同乾燥調製施設や汎用農業機械の導入による生産コストの低減を図る。

② 果樹

果樹産地の体質強化を図るため、優良系統への改植を計画的に推進するとともに、生産基盤面では園内作業道の整備等、樹園地の基盤整備を推進する。また、流通面においては、ニーズの多様化、高級化に対応した広域的な集出荷施設の整備を図る。特に果実品質を的確に測定する非破壊品質評価型選果機の導入を計画的に推進する。生産団地ごとにスピードスプレーヤ等の高性能機械による受委託を推進し、省力化及び機械の有効利用を図るとともに生産組織の強化を図る。

③ 野菜

施設野菜については、生産団地規模で施設の導入を推進し、育苗施設等を整備し、産地強化を図る。露地野菜については、生産基盤の整備と併せて、生産団地ごとに高性能機械等の整備により省力化及び生産団地の活性化を図る。また、広域的に共同選果体制を確立し、予保冷施設を含む集出荷施設を整備するとともに、品質の維持向上を図る。

④ 葉たばこ

高品質・生産安定、産地維持拡大のため、病虫害防除対策、生産技術対策を強化し、省力機械、乾燥施設、育苗施設等の整備を図り、共同化を推進する。

⑤ 茶

高品質・生産安定、産地維持拡大のため、小規模土地基盤整備と併せて防

霜施設、荒茶加工施設、貯蔵施設等の施設整備及び乗用型摘採機等の省力機械の導入とともに作業の共同化を推進する。

⑥ 花き

新規就農者の育成及び担い手の経営規模の拡大を図るとともに、産地の再編統合や産地間連携を促していく。また、コスト縮減技術の普及や法人経営体の育成を進め、産地の基盤強化を図る。

⑦ 畜産

荒廃農地等を活用した放牧を推進するとともに、畑地、水田の飼料基盤を整備し、転作や水田の高度利用を推進し、粗飼料の生産確保と貯蔵飼料の利用推進を図る。生産基盤の整備と併せて生産集団ごとに飼料作物管理機械、飼料作物貯蔵施設、畜舎等共同利用施設、家畜排せつ物処理利用施設等を整備し、生産団地ごとに家畜管理施設、衛生関係施設等を整備し、広域的には家畜取引施設、食肉流通施設等を整備する。

(2) 農業地帯別の構想

① 長崎・西彼農業地帯

みかん：本地帯の基幹作物であり、スピードスプレーヤ、小型汎用性作業車の導入及び園内作業道の整備により作業の省力化を推進し、生産基盤の整備と併せて、優良系統品種の導入を促進する。

野菜：いちご等の施設野菜を主体に機械・施設の導入により高品質・生産安定及び省力化を図り、産地強化を促進する。

びわ：長崎半島の急傾斜地を中心に産地が形成されており、新たに開発された大玉系品種「なつたより」への改植等をすすめるとともに寒害を回避するための簡易ハウスや省力機械の導入を図り、産地強化を図る。

花き：輪ぎく、草花を中心に施設化・農作業の機械化をすすめるとともに、優良品種の導入及び高品質・生産安定及び省力化を図り、産地の規模拡大を促進する。

畜産：西彼杵半島を中心に、生産団地が形成されており、放牧用草地の造成、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

② 県央農業地帯

水稻：平坦部水田において、乗用管理機、汎用コンバイン、無人ヘリコプター等大規模機械の導入により機械化一貫体系を推進し、省力化を図る。

さらに共同乾燥調製施設利用を推進し、他品目との適正な労力配分ができる複合経営体系を促進する。

麦：転作作物、水稻裏作等による水田高度利用を推進し、水稻と一体的な産地育成を促進する。

野菜：ばれいしょ、にんじん、たまねぎ等の露地野菜及びアスパラガス、いちご等の施設野菜を主体に共同利用機械・施設の導入及び共同選別を促進し、産地強化を図る。

みかん：スピードスプレーヤ、小型汎用性作業車の導入及び園内作業道の整備等作業体系の省力化を推進し、生産基盤の整備と併せて、優良系統品種の導入及び他品目との労働競合に対応できる適正な労働力配分を促進する。

茶：本地帯の北部に生産地が形成され、品質の高い茶の生産を行っているが、生産基盤の整備と併せて、機械の導入により品質向上、省力化を図り産地強化を促進する。

畜産：本地帯全域にわたり、生産団地が形成されており、放牧用草地の造成、飼料作物コントラクター組織の育成、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

花き：輪ぎく、カーネーション、草花を中心に施設化・農作業の機械化をすすめるとともに、市場ニーズに応え、選抜された優良品種の導入及び高品質・生産安定及び省力化を図り、産地の規模拡大を図る。

③ 島原半島農業地帯

水稲：島原半島北部の平坦部水田において、良質米生産団地として育成し、機械化を推進し省力化を図る。さらに共同乾燥調製施設利用を推進し、他品目との適正な労働力配分ができる複合経営体系を促進する。

麦：転作作物、水稲裏作等による水田高度利用を推進し、水稲と一体的な産地育成を促進する。

野菜：本地帯の野菜は、露地野菜としてだいこん、レタス、にんじん、すいか、はくさい、たまねぎ、ブロッコリー、施設野菜としていちご、トマト、メロン、きゅうり、なす、アスパラガス等を主体としている。転作作物としての野菜の導入が期待されるが、生産基盤の整備と併せて、省力化機械、集出荷施設の整備を図り産地の拡充強化を促進する。

みかん：スピードスプレーヤ、小型汎用性作業車の導入及び園内作業道の整備等作業体系の省力化を推進し、生産基盤の整備と併せて、優良系統品種の導入及び他品目との労働競合に対応できる適正な労働力配分を促進する。

ばれいしょ：島原半島南部、西部を主体に産地が形成されており、機械等による省力化、「アイユタカ」や「さんじゅう丸」等の新品種の普及推進による産地強化を促進する。

花き：輪ぎく、カーネーション、草花、洋ランを中心に施設化・農作業の機械化をすすめるとともに、優良品種の導入及び高品質・生産安定及び省力化を図り、出荷調整作業の委託の推進により産地の規模拡大を促進する。

葉たばこ：島原半島中部を主体に栽培されており、省力機械・施設の導入

により、高品質・生産安定を図り産地強化を促進する。

畜産：本地帯全域にわたり、生産団地が形成されており、放牧用草地の造成、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

また、家畜密度が高いことから、糞尿処理施設の機能強化を進め、耕畜連携の推進による環境負荷の軽減を図る。

④ 県北農業地帯

水稲：平坦部水田、丘陵地水田において、中規模の良質米生産団地として育成し、機械化を推進し省力化を図る。さらに共同乾燥調製施設利用を推進し、他品目との適正な労働力配分ができる複合経営体系を促進する。

野菜：本地帯の露地野菜はたまねぎ、ブロッコリー等があり、また施設野菜としていちご、メロン等を主体としている。生産基盤の整備と併せて、集団組織を育成し、省力化機械、集出荷施設の整備を図り産地の拡充強化を促進する。

みかん：スピードスプレーヤ、小型汎用性作業車の導入及び園内作業道の整備と作業体系の省力化を推進し、生産基盤の整備と併せて、優良系統品種の導入及び他品目との労働競合に対応できる適正な労働力配分を促進する。

花き：きく、カーネーション、草花を中心に施設化をすすめるとともに、優良品種の導入及び高品質・生産安定及び省力化を図り、産地の規模拡大を促進する。

葉たばこ：本地帯の北部で栽培されており、省力機械・施設の導入により、高品質・生産安定を図り産地強化を促進する。

茶：本地帯の中央部に生産地が形成され、品質の高い茶の生産を行っているが、生産基盤の整備と併せて、機械の導入により品質向上、省力化を図り産地強化を促進する。

畜産：本地帯全域にわたり、生産団地が形成されており、酪農でのヘルパー制度の活用等による労力確保対策を行い、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

⑤ 五島農業地帯

水稲：平坦部水田、丘陵地水田において、中規模の良質米生産団地として育成し、機械化を推進し省力化を図る。さらに共同乾燥調製施設利用を推進し、他品目との適正な労働力配分ができる複合経営体系を促進する。

麦：水稲や飼料作物と組み合わせた高度利用作付体系の確立を図り、機械施設の導入も水稲、飼料作物と一体的に整備する。

葉たばこ：下五島の畑地帯を主体に栽培されており、省力機械・施設の導入により、高品質・生産安定を図り産地強化を促進する。

畜産：下五島を主体に、肉用牛や豚を中心に生産団地が形成されており、放牧用草地の造成、飼料作物コントラクター組織の育成や飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

⑥ 壱岐農業地帯

水稻：大規模区画の平坦部水田において、乗用管理機、汎用コンバイン等大規模機械の導入により機械化一貫体系を推進し、省力化を図る。さらに共同乾燥調製施設利用を推進し、他品目との適正な労働力配分ができる複合経営体系を促進する。

麦・大豆：麦は水田裏作として、大豆は転作作物として推進する。水稻と一体的に機械の整備を行う。

野菜：いちご、アスパラガス、メロンを中心に産地が形成されており、生産基盤の整備と併せて、集団組織を育成し、省力化機械、集出荷施設の整備を図り産地の拡充強化を促進する。

花き：小ぎく、草花を中心に産地の拡大を図り、優良品種の導入及び高品質・生産安定及び省力化を促進する。

葉たばこ：畑地帯を主体に栽培されていたが、近年基盤整備された水田への栽培が進んでおり、省力機械・施設の導入により、高品質・生産安定を図り産地強化を促進する。

畜産：全域にわたり肉用牛を中心に生産団地が形成されており、放牧用草地の造成、飼料作物コントラクター組織の育成や、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の確保と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

⑦ 対馬農業地帯

水稻：中規模の良質米生産団地を育成し、共同利用機械を導入し省力化、低コスト化を図る。作業受委託を推進し、飼料作物、しいたけ等の他品目との適正な労働力配分ができる複合経営体系を促進する。

畜産：放牧用草地の造成、飼料作物管理機械等の導入による自給飼料の向上と共同利用畜舎、堆肥舎等の整備により産地化を進める。

(3) 広域整備の構想

① 集出荷施設等の再編整備

集出荷施設、加工処理施設の効率的な運営と機能強化を図るため、農家の分布状況、生産規模等を考慮した施設の計画的な再編整備を推進する。

② 卸売市場の整備

県内農産物の生産販売強化のため、食の安全、安心志向に対応したトレーサビリティシステムや衛生対策を強化するとともに、産地や流通・販売、関

係者と消費者との連携による商品づくりなどのマーケティングを推進するためのシステムを整備するなど、県内の卸売市場を整備・拡充する。

③ 畜産物流通加工施設の整備

畜産物の生産・流通・消費構造の変化に対応した基幹流通施設の集出荷機能の再編整備を推進するとともに近代的機器等の導入による処理加工施設の改善など衛生水準の向上と処理機能の効率化を推進する。

④ 家畜市場の再編整備

家畜取引の近代化・効率化を図るため、家畜の集荷状況等を把握した上で、家畜市場の再編整備を行う。

⑤ 分業化・協業化を促進する共同利用施設の整備

肉用子牛の共同育成施設（キャトルステーション）や共同利用牛舎等を整備し、併せて傷病時等の家畜飼養管理ヘルパー制度等の整備を行い、分業化・協業化を促進し、生産効率の向上を図る。

5. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

新規就農・就業者は、就農相談窓口のワンストップ化や就農希望者に対する研修や産地の受入態勢整備により、基準値274名（平成23年から26年の平均）から、90%増の523名（平成28年から令和元年の平均）を確保している。

しかしながら、農家数が減少、高齢化している現状や雇用型経営体の増加を加味すると、更なる就業者の確保が必要である。

このため、「新規就農者の養成」と「農業経営者・農業指導者・地域リーダーの育成」機能を持つ農業大学校において、自営就農等を目指す者のニーズに応じた学科・コースやカリキュラム、農業経営者の経営発展の過程や意向に応じた研修メニューを設定するとともに、それらを実施するために必要な教育環境を整えた施設整備を行う。

また、新規学卒就農者に加えU・Iターン等の新規就農者の確保・育成のために、営農開始及び経営安定に必要な施設を整備し、農業を担うべき者の育成及び確保を図る。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

新規就農・就業者の確保に向けた情報発信力の強化を図るため、技術習得のための研修先や営農開始時に必要となる経営資源の手当てなどの受入態勢を整えた産地や農業法人等を登録（受入団体等登録制度）し、住居等の生活環境情報、国・自治体の支援策等と併せ、就農・就業支援のワンストップ窓口から全国へ情報発信する。また、農家出身のUターン者を呼び戻すため、JAと産地が一体となり、産地自らが就農希望者を受け入れる仕組み「産地主導型就農ル

ート」を構築する。

また、就農・就業希望者が安心して本県農林業を選択できるよう、学生や他産業従事者の就農・就業体験（インターンシップ）を実施する。

就農・就業前後の所得確保対策として、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を確保するため、「農業次世代人材投資資金」や「農の雇用事業」の活用により、就農前後の所得確保を図る。

初期投資リスクの軽減を図るため、就農時に必要となる施設・機械等について、新規自営就農者向けの補助事業や制度資金等により、初期投資に係る負担の軽減を図るとともに、就農希望者が最小限の負担で産地での研修終了直後から円滑に経営開始できるよう、受入団体等登録制度において、空きハウスの流動化支援事業により就農希望者へ斡旋する仕組みを整える。

さらに、就農希望者の経済的負担を軽減するため、農業法人等での安定雇用の下、技術習得や就農時に必要となる施設等の整備を計画的に行い、一定期間後に独立した自営就農者へ育成を図る。

新規就農・就業者の定着に向けたフォローアップとして、地域段階の啓発活動やフォローアップ活動等により、新規就農・就業の促進及び定着を図る。

また、本県での農業参入を希望する法人等の相談窓口を設置し、法人参入を希望する地域とのマッチングを推進し、新たに農業法人の設立が必要な場合には、法人設立に向け、税理士・中小企業診断士等の専門家による助言や経営診断を実施する。

6. 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の必要性

農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るためには、併せて、農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保を図ることが必要かつ有効である。

(2) 農業従事者の安定的な就業の促進の構想

地域における産業経済の動向を踏まえ、不安定兼業に従事している農業従事者の実態の把握等を行った上で、農業従事者の安定的な就業を目指す。

就業先となるべき事業に係る施設は、工場、流通業務施設等に関するものが該当するが、都市計画法に基づく用途地域による規制が必要となるような大規模又は複合的な施設はなじまない。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく就業機会の確保に資する計画、地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業等により関係機関が連携して就業の促進を図る。

7. 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業生産の場、地域住民の生活の場として重要な役割を担うとともに、農村景観の形成や自然環境の保全、農耕文化の継承等の役割も担っている。

しかし、農村の多くは、都市に比べ社会資本の整備が遅れており、また、近年の人口減少や混住化の進行により、相互援助や共同活動等が困難になる等、集落機能の低下が進んでいる。

特に、中山間地域では、過疎化や高齢化の進行が著しく、地域社会全体の活力が低下しつつある。

このため、農村景観や生態系の形成、地下水のかん養等農業・農村が有する多面的機能に配慮しつつ、農業生産基盤の整備と併せ、農村の生活環境の向上を図る。

また、中山間地域環境においては、立地条件を活かした特色のある農産物づくりを促進するとともに、地域の主体的な取組を支援しながら、環境保全等の多面的機能の維持、伝統芸能等の農村文化を継承しつつ、都市と農村の交流等による活力あるむらづくりを推進する。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農村の生活環境の整備については、農業従事者を中心とする住民の定住条件の改善により農業・農村の健全な発展と快適性の向上を図るため、農業生産基盤と一体的に整備することを基本に、農村公園、コミュニティ施設等の整備を推進する。

また、その整備に際し、潤いと安らぎのある農村の構築を目指し、農村の有する自然環境や生態系に配慮するとともに、美しい田園風景や農村文化を保全・継承し、水・緑を活用した良好な景観の形成と快適な農村空間の整備に努める。

8. 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住等を促進するための施設の整備に関する事項

(1) 農山漁村活性化施設整備の必要性

本県の農山漁村においては、人口の減少・高齢化に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が危惧される中、都市住民においては、安全・安心な食料の供給や付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域との絆を重視する傾向が生じている。

このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等の推進や地域資源を活用した雇用の増大、農山漁村における定住の増加等を目的とした生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備を進め、農山漁村の活性化を目指す。

(2) 農山漁村活性化施設整備の構想

上記必要性をふまえ、優良農用地の確保や景観等に十分留意しつつ、次によりこれら施設の適正かつ効率的な整備を図る。

- ① 計画の対象とする施設は整備の緊急度の高いものとし、利用見込、人口等を考慮した適正な規模とし、またこれら施設の配置に当たっては適正な利用圏を設定するとともに、農道、一般道路等との関連にも十分留意する。
- ② 都市には見られない農村地域固有の風土や、豊かな自然を十分生かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、あわせて地域産物を極力活用するなど地域の特性を生かしたものとす。
- ③ このほか整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるもの、半農半Xなどの多様なライフスタイルを営むものを対象とするが、あわせて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮するものとする。
- ④ 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。